



県 章

滋賀県公報

令和 8 年 (2026 年)
6 月 16 日
第 725 号
火 曜 日

毎週火・金曜 2 回発行

目 次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

- 告 示
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (流域政策局) 1
- 公 告
 - 大規模小売店舗の変更の届出の公告 (中小企業支援課) 1
 - 県営土地改良事業計画決定公告 (耕地課) 5
 - 国土調査の成果の認証公告 (用地事業支援課) 5
 - 宅地建物取引業者に係る確知公告 (住宅課) 6
- 健康福祉事務所告示
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定 (南部) 6
- 農業農村振興事務所公告
 - 土地改良区役員退任および就任公告 (東近江) 7
- 人事委員会規則
 - ※職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則..... 7

告 示

滋賀県告示第288号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和44年法律第57号) 第 3 条第 1 項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 6 月 16 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 区域の名称 山上 4 号
- 2 区域の表示 次に掲げる地区の土地にある標柱 1 号から 9 号までを順次結んだ線および標柱 1 号と 9 号を結んだ線に囲まれた区域

市	町	大 字	字	地 番	標柱番号
東近江市	山上町		前野	1163	1
〃	〃		柿ノ町	1303	2
〃	〃		〃	〃	3
〃	〃		〃	1303-1	4
〃	〃		〃	〃	5
〃	〃		城ノ前	1983-1	6
〃	〃		〃	1983-1 地先道路敷	7
〃	〃		柿ノ町	1296	8
〃	〃		杉生	1282	9

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第 5 条第

1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ大津店 大津市におの浜一丁目1-3

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 川村洋輝

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本紗代子

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 足立章

3 変更年月日 アについては令和7年11月29日、イについては令和7年6月9日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年5月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月16日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ瀬田店 大津市玉野浦1-1

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 川村洋輝

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本紗代子

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 足立章

3 変更年月日 アについては令和7年11月29日、イについては令和7年6月9日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年5月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月16日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ西大津店 大津市見世一丁目12-20

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 川村洋輝

(2) 変更後

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本紗代子

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 足立章

3 変更年月日 アについては令和7年11月29日、イについては令和7年6月9日

4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

5 届出年月日 令和8年5月29日

6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間

(1) 縦覧場所

滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1

(2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで

7 意見書の提出期限および提出先

(1) 提出期限 令和8年10月16日

(2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ堅田店 大津市衣川一丁目36-7

2 変更した事項

(1) 変更前

ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式

- 会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 川村洋輝
- (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式
会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本紗代子
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 足立章
- 3 変更年月日 アについては令和7年11月29日、イについては令和7年6月9日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に
おいて小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年5月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
- (2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
- (1) 提出期限 令和8年10月16日
- (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 アヤハディオ栗東店 栗東市小柿八丁目1-13
- 2 変更した事項
- (1) 変更前
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式
会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本英典
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 川村洋輝
- (2) 変更後
ア 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名 綾羽株式
会社 京都府京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町612番地 代表取締役 河本紗代子
イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
株式会社アヤハディオ 大津市におの浜一丁目1番3号 代表取締役 足立章
- 3 変更年月日 アについては令和7年11月29日、イについては令和7年6月9日
- 4 変更の理由 アについては大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更のため、イについては大規模小売店舗に
おいて小売業を行う者の代表者の変更のため
- 5 届出年月日 令和8年5月29日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
- (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
栗東市環境経済部商工観光労政課 栗東市安養寺一丁目13番33号
- (2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先

- (1) 提出期限 令和8年10月16日
- (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオンモール草津 草津市新浜町300番地
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 変更前 ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日3-7-35 代表取締役 諸橋友良 ほか85者
 - (2) 変更後 ゼビオ株式会社 福島県郡山市朝日3-7-35 代表取締役 石塚昇一 ほか84者
- 3 変更年月日 令和3年2月1日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更等のため
- 5 届出年月日 令和8年5月30日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
大津市産業観光部商工労働政策課 大津市御陵町3-1
草津市環境経済部商工観光労政課 草津市草津三丁目13番30号
 - (2) 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年10月16日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 令和8年10月16日
 - (2) 提出先 滋賀県商工労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

県営土地改良事業計画決定公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定に基づき、県営下草西地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)に係る土地改良事業計画を令和8年6月9日に定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営下草西地区土地改良事業(経営体育成基盤整備事業)事業計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県湖北農業農村振興事務所田園振興課および長浜市産業観光部森林田園整備課
なお、滋賀県のウェブサイト(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/nouchiseibi/350696.html>)でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和8年6月16日から令和8年7月14日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和8年7月29日までに審査請求をすることができる。

国土調査の成果の認証公告

岡屋(蒲生郡竜王町岡屋の一部)における国土調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 調査を行った者の名称 竜王町
- 2 調査を行った時期 令和3年5月から令和7年2月まで
- 3 成果の名称 岡屋(蒲生郡竜王町岡屋の一部)の地籍図および地籍簿
- 4 調査を行った地域 岡屋(蒲生郡竜王町岡屋の一部)

5 認証年月日 令和8年6月8日

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過してもその所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 宅地建物取引業者の商号、代表者氏名、主たる事務所の所在地、免許証番号および免許年月日
商号 株式会社エクシト
代表者氏名 水田美樹夫
主たる事務所の所在地 大津市中央四丁目5番10イーグルコートアネックス大津なぎさ公園前403号
免許証番号 滋賀県知事(1)第3932号
免許年月日 令和5年5月18日
- 申出先 滋賀県交通まちづくり部住宅課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4231

宅地建物取引業者に係る確知公告

次の宅地建物取引業者については、その所在を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告する。

なお、この公告の日から30日を経過してもその所在の申出がないときは、同項の規定により当該宅地建物取引業者の免許を取り消す。

令和8年6月16日

滋賀県知事 三日月 大造

- 宅地建物取引業者の商号、代表者氏名、主たる事務所の所在地、免許証番号および免許年月日
商号 株式会社たぬきホーム
代表者氏名 長尾一志
主たる事務所の所在地 近江八幡市中小森町327番地7
免許証番号 滋賀県知事(1)第3873号
免許年月日 令和4年6月24日
- 申出先 滋賀県交通まちづくり部住宅課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4231

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和8年6月16日

滋賀県南部健康福祉事務所長 嶋村 清志

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
訪問介護事業所セルシオ	守山市吉身三丁目3-8エスポワールA S A H I 202号室	合同会社ライフィニティ	守山市金森町869番地2	行動援護	令和8.7.1	2510700731

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、土器町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和8年6月16日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 原 久 和	東近江市土器町745番地
〃	今 西 輝 夫	同 所765番地
〃	今 西 茂 樹	同 所171番地
〃	田 原 厚	同 所65番地
〃	田 原 源 之	同 所749番地
監 事	倉 垣 俊 一	同 所746番地
〃	田 原 正 晴	同 所782番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	田 原 正 啓	東近江市土器町69番地
〃	池 田 忍	同 所738番地
〃	岩 倉 充 孝	同 所777番地
〃	田 原 久 和	同 所745番地
〃	田 原 厚	同 所65番地
監 事	田 原 源 之	同 所749番地
〃	田 原 正 晴	同 所782番地

人 事 委 員 会 規 則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月16日

滋賀県人事委員会委員長 尾 賀 康 裕

滋賀県人事委員会規則第17号

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

職員等の初任給、昇格、昇給等に関する規則(昭和46年滋賀県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の4医療職給料表級別資格基準表その2医療職給料表(2)級別資格基準表の表備考第1項の表診療放射線技師の項の前に次のように加える。

管理栄養士	栄養士の業務に従事した経歴
-------	---------------

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

